

漢字の国のハンゲル

—— 中華人民共和国・延辺朝鮮族自治州における言語条例をめぐって ——

李 守

はじめに

中華人民共和国（以下、中国）は諸民族の平等を国是とする多民族国家である。民族政策は国家運営の根幹である。諸民族の平等は政権樹立まえから中国共産党の方針であった。建国直前の1949年9月21日、中国人民政治協商会議がひらかれ、29日、「共同綱領」が臨時憲法として採択・公布された。諸民族の平等は、第9条において、つぎのように明記されている。「領域内の各民族は、みな平等の権利と義務を有する（傍点、筆者）」⁽¹⁾。

中国の民族政策は民族区域自治制度のもとでおこなわれる。1952年8月9日制定の「民族区域自治実施要綱」第1条は、同要綱が「共同綱領」の諸規定を根拠とするむね明記したうえ、民族自治地方の設置、自治機関の構成および権利・義務などをさだめている。地域人口にしめる当該民族の人口と割合に応じて、自治区、自治州、自治県が配分され、自治の権利が付与される一方、分離独立の権利はつぎのように明確に否定された。「各民族の自治区はすべて中華人民共和国領土の切り離すことのできない一部分である（傍点、筆者）」⁽²⁾。

中国の民族政策は、上記の「共同綱領」と「民族区域自治実施要綱」によって、その基礎がかためられた。のちに、前者は憲法、後者は「民族区域自治法」へと発展する。憲法は1954年9月20日、第1期全国人民代表大会で制定され、数次の改正および修正をへて今日にいたる⁽³⁾。「民族区域自治法」は後述するように、紆余曲折をへて、ようやく1984年5月制定、2001年2月に改正され、現在、5自治区、30自治州、120自治県で、民族区域自治がおこなわれている。原則的に、自治区、自治州、自治県の最高責任者は、当該自治地域の民族出身者から任命されることになっている。

中国国民は56の諸民族から構成され、多数派の漢族をのぞく55の諸民族が少数民族と称される。56民族は3期にわたる民族識別工作によって画定された⁽⁴⁾。民族識別とは、みずからが同一民族だと主張する集団を識別し認定する作業であった。現在、約13億の人口にしめる漢族の割合は92%であり、非漢族は8%にすぎない。しかし、非漢族は文字どおり「少数」ではあるものの、その分布は国土面積の約70%におよび、多数派の漢族とともに「大雑居、小集居」と形容される居住形態をとっている。

本稿が考察の対象とする中国朝鮮族は、朝鮮半島と接する東北三省と内モンゴル自治区を中心に居住する。かれらは19世紀なかばから約100年のあいだに、中国領内へと移住した朝鮮人の後裔である。移住は当初から集団的におこなわれ、朝鮮人の村が各地に形成された。かれらの多くは農業をいとなみ、東北地方への稲作普及に貢献した。初期の移住者は、朝鮮半島北部の出身が多く、延吉や龍井をはじめとする国境付近の町に定着した。鉄道敷設後の後期移住者は朝鮮南部の出身が多く、かれらが落ちついた村は、国境から遠隔の吉林省北部から黒龍江省、内モンゴル地区にわたる広範囲に散

在する。日本の植民地支配がおわる 1945 年以降、一部は故国へ帰還し、残留者は建国後、中国国籍を付与され、朝鮮族として現在にいたる。

2000 年度人口調査によると、朝鮮族の分布は吉林省約 115 万人、黒龍江省約 39 万人、遼寧省約 24 万人、内モンゴル自治区約 2 万人である。そのほか、北京、天津、上海など大都市に移住したのもふくめると、その数は約 192 万人をかぞえる。とくに、吉林省東南部に位置し、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）およびロシア連邦と国境を接する延辺朝鮮族自治州は、約 80 万人の朝鮮族を擁する、かれらの拠点である。

首府延吉には、延辺大学を頂点とする各種教育機関をはじめ、新聞社、放送局、出版社などの言論機関が集中する。憲法と民族区域自治法にもとづき制定された『延辺朝鮮族自治州自治条例』（1985 年）には、朝鮮族が州長を担当し自治州政府職員の過半数をしめてもかまわぬこと（第 16 条）、職務執行にあたって、朝鮮語および漢語⁽⁵⁾を使用し、かつ朝鮮語を優先すべきこと（第 18 条）などがさだめられている。

朝鮮人の中国大陸への移住がおわる 1945 年を起点として、世代交代が数度くりかえされた現在もなお、漢語の圧倒的な影響のもとで、朝鮮語が維持・継承されているのは、延辺朝鮮族自治州を中心に、朝鮮語を造成言語（Ausbausprache）とする努力がたゆまなく続けられているからにほかならない。本稿は中国における朝鮮語規範化の歴史を概観し、収集した資料をもとに、規範化事業の現状を分析するものである。

1 朝鮮語規範確立の時期区分

激動の中国現代史を反映して、朝鮮族の約半世紀におよぶ歴史も、その分野をとわず、おおむね 4 乃至 5 区分して叙述されるのが通例である。本稿も、その区分にならい、延辺における朝鮮語規範の変遷についてのべる。

- ・第 1 期（1949 - 1956 年）朝鮮語規範の確立と発展の時期
- ・第 2 期（1957 - 1965 年）「地方民族主義」批判がはじまり、少数民族言語が抑圧された時期
- ・第 3 期（1966 - 1976 年）「文化大革命」が猖獗をきわめ、民族性そのものが否定された時期
- ・第 4 期（1977 - 現在）朝鮮語規範化事業が再開、「言語条例」が制定された時期

第 1 期は、北朝鮮の言語規範を踏襲した時期である。北朝鮮の首都である平壤の朝鮮語が標準とされたのは、延辺朝鮮族自治区⁽⁶⁾の初代主席であった朱徳海 [tʃudokhe] (주덕해 1911 - 72) の意向がはたらいたためとされる。かれは 1952 年 4 月、新聞や雑誌でもちいられる用語は、暫定的に平壤を標準とし、朝鮮半島の統一後、ソウルの標準語を採用するとの方針⁽⁷⁾を表明した。もっとも、朝鮮戦争（1950 - 53 年）のさなか表明された、かれの方針が中国における朝鮮語規範の形成にどれだけの拘束力をもち、また、かれの意を体した実務家たちの作業が具体的にどのようにおこなわれたかについては、資料の制約により現時点では不明である。おそらく、おなじく社会主義体制をしき、朝鮮半島北半部出身者を多数かかえる延辺にあって、朱の方針はさしたる異論もなく採用されたものとおもわれる。そもそも、建国まもない中国にあって、大多数の朝鮮族にとって、朝鮮半島は祖国と認識されていた。

植民地支配から解放された朝鮮半島の北朝鮮、大韓民国（以下、韓国）、ならびに中国・延辺でも、

しばらくのあいだは『朝鮮語綴字法統一案』（1933年、朝鮮語学会）にもとづく朝鮮語表記がおこなわれていた。北朝鮮では、短期間ではあるが、『朝鮮語新綴字法』⁽⁸⁾（1948年）という新式の綴字法が試用され、1950年には中国にも導入されている。しかし、煩瑣なつづりが敬遠され、結局、両国とも全面的な採用にはいたらなかった⁽⁹⁾。北朝鮮における最初の本格的な正書法は『朝鮮語綴字法』（1954年）であり、1955年には中国朝鮮族もそれを採用した。その後も、北朝鮮で『朝鮮語規範集』（1966年）があらたな正書法として導入されると、朝鮮族もこれにならうというふうに、中国における朝鮮語の書写規範は、ほぼ全面的に北朝鮮に依存したといえる。

書写規範ばかりでなく文法規範も北朝鮮のものが受容された。北朝鮮における語文政策に重要な役割をはたしたと目される、金寿卿 [kimsugjŏŋ] (김수경 1917-99) の『朝鮮語文法』（1954年）や金炳濟 [kimbjŏŋdže] (김병제 1905-91) の『朝鮮語文法』（1956年）が中学校用の学校文法として採用⁽¹⁰⁾されている。注目すべきは、漢字の国である中国において、やはり北朝鮮にならい、朝鮮族のあいだで漢字廃止が断行されたことである。1952年4月20日から新聞社が漢字を全面廃止とし、ややおくられて中学校教科書が1953年春から、小学校教科書も同年秋から55年秋にかけて逐次、漢字廃止を実現している⁽¹¹⁾。漢字廃止と平行して、横書きも普及した。

漢字廃止が実現した背景としては、北朝鮮のばあい、そもそも漢字識字率がひくく、習得に長時間を要するため、漢字が教育普及の障害とみなされたことにくわえ、民族固有文字の礼賛によるナショナリズムの昂揚があったものとかんがえられる。中国でくらす朝鮮族のばあい、これらの理由のほかにも、漢語習得の過程で、音韻、語彙、文法の領域で、朝鮮語と漢語が双方向に干渉しないよう配慮しなければならなかった。

中国という統一した多民族国家のもとで、かれらは双語、すなわち朝鮮語と漢語を身につけなければならない。しかし、かれらの漢語は朝鮮語の要素が随所にあられ、逆に朝鮮語も漢語の影響を色こくにじませてしまう。いまでも、さきに習得した朝鮮語の漢字音が干渉して、漢語が正確に発音できなくなるという現象がしばしばみられる⁽¹²⁾。総じて、漢語の圧倒的な影響のもとにある朝鮮語が、漢語から自立した隔絶言語 (Abstandsprache) となるために、漢字廃止は必須の処置であったといえることができる。

建国初期は、少数民族教育の「黄金時期」ともよばれ⁽¹³⁾、少数民族学校での民族語による授業、少数民族文字による出版事業、少数民族教育のための特別経費など、民族性に配慮した政策がうちだされていた。また、漢族のがわでも、1955年の全国文字改革会議、1956年の「漢字簡略化方案」、1957年の「漢字拼音方案草案」公布といった、漢語、とりわけ漢字改革に関する議論がさかんにおこなわれた時期でもあった⁽¹⁴⁾。毛沢東 (Máo Zédong 1893-1976) が「百花齊放百家争鳴」を提唱し、共産党に対する自由な批判を奨励したことも、朝鮮語規範をめぐる議論を活発にした。第1期は、朝鮮語の規範化をめぐる、こうした開放的な雰囲気の中、自由闊達な議論がおこなわれた。一例として、『延辺日報』が、1957年3月1日から6月29日まで、朝鮮語純化をめぐる紙上討論を計10回掲載している⁽¹⁵⁾。

しかし、少数民族地区の社会主義的改革が一段落したあとの第2期と第3期は、状況が一転して、大躍進政策と地方民族主義批判、文化大革命へとつづく混乱期であり、約20年間、朝鮮語の規範化事業は停滞を余儀なくされる。厳密にいうと、ふたつの時期にまたがる、1964年から1966年上半期までに、経済調整期とよばれるところの、第2期の無謀な農工業政策 (大躍進) によって疲弊した経

済を收拾しようとした期間がはさまる。経済調整期には朝鮮語規範をめぐる議論もわずかながら活発になる。1963年6月28日、吉林省を視察した周恩来 (Zhōu Ēnlái 1898-1976)⁽¹⁶⁾ が、中国の朝鮮語は平壤を標準とすべきであるとの指示をあたえたことにより、大躍進政策時代の地方民族主義批判によって混乱した朝鮮語の規範化事業にも、一瞬あかるといふ兆しがみえはじめた。しかし、文化大革命が始まると、ふたたび朝鮮語をはじめとする民族的なものがすべて攻撃の対象とされてしまう。

建国初期は各民族の言語文字、風俗習慣、宗教信仰が尊重され、正当な権利として保障されていたが、第1期に構築された平等をむねとする少数民族政策は、第2期と第3期の極左的な政治路線によって機能不全におちいった。朝鮮語の授業時間が縮小され、漢族の先進的文化をまなばせるためという名目で、漢語の学習時間が強制的にふやされた。小中学校の朝鮮族教員が批判の対象とされ、朝鮮語ではなく漢語で授業をするよう強要された。

1950年時点で、小学校5学年から週3回おしえられていた漢語の授業は、1959年時点では、2学年から週7回おしえるよう、時間数をふやされている⁽¹⁷⁾。また、朝鮮族子弟を教育するため中国建国直前に設立された延辺大学は、漢族子弟にも門戸をひらくよう圧力がかかり、1959年度からは漢族を中心とする非朝鮮族が入学をみとめられるようになった。大学の規模も縮小をせまられ、有用性を疑問視された地理学科、歴史学科、体育学科や、おりからの中ソ対立のあおりをうけたロシア語学科が停止におこまれた。朝鮮文学や朝鮮史も、地方民族主義を扇動する講座とみなされるなど、文革がおわるまで、朝鮮族は不遇の時代をかこつことになる⁽¹⁸⁾。

文化大革命が終息し「改革・開放」政策がはじまった1978年以降(第4期)、少数民族に対する極端な迫害は影をひそめた。現行憲法もやはり諸民族の「一律平等」をうたう。しかし、諸民族の平等と団結をかかげた民族区域自治の理念は、政治的混乱のなかでは、かくももろく無力であった。毛沢東の失政と四人組の罪科にのみ諸悪の根源をもとめる傾向があるけれども、根本的な原因究明をぬきにしては、制度そのものに対する、少数民族の信頼をかちえることは、むずかしい。文革終了後、憲法および民族区域自治法を根拠に、少数民族が自治条例の制定をいそいだのは、文革期のがい経験をくりかえすまいとする、かれらの不安のあらわれでもあるだろう。

2 朝鮮語と漢語の「融合論」

朝鮮族は中国建国直前に、はやくも幼稚園から大学にいたる、朝鮮語による教育体系を完成していた。建国後の1951年、第1次全国民族教育会議で、民族語による教育制度が共産党の基本的政策として承認された。なるべく民族別に学校を設立し、それができないばあいでも、民族別のクラス編成によって、朝鮮語がまなびやすい環境の整備を奨励された。学校設置と平行して、延吉朝鮮文教材編集委員会(1946年)と延辺教育出版社(1947年)が設立され、朝鮮語教科書と朝鮮族用の漢語教科書が編集され、全国共通の教科書が朝鮮語に翻訳され出版された⁽¹⁹⁾。「民族区域自治実施要綱」(1952年8月9日)の公布と延辺朝鮮族自治区⁽²⁰⁾(同年9月3日)の創立はこうした一連の事業をしあげる最終工程と位置づけることができる。これにより朝鮮語は自治機関の公的言語としての性格を付与された。関連条文は以下のとおりである⁽²¹⁾。

第15条 各民族自治区の自治機関はその自治区内に通用する民族文字を採用して職権を行使する主要な用具とすることができる。このような文字を使用しない民族にたいして職権を行使するときには、そ

の民族の文字を併用しなければならない。

第 16 条 各民族自治区の自治機関は各民族自身の言語と文字を採用し、それによって各民族の文化教育事業を発展させることができる。

第 21 条 各民族自治区の自治機関は必要かつ適当な方法をとって、各民族の文化・教育・芸術および衛生事業を発展させることができる。

第 25 条 各民族自治区の自治機関は、自治区内の各民族がすべて民族平等の権利を享有するよう保障し、各民族人民が互いにその言語文字・風俗習慣および宗教信仰を尊重するよう教育し、民族間の差別と圧迫を禁止し、民族紛争を煽動するいかなる行為も禁止しなければならない。

このような法的背景をえて朝鮮語の規範化が本格的にはじまる。ところが、正書法のレベルであれば、固有の文字と既存の綴字法があるため、さほど複雑な問題はない。かれらが北朝鮮の綴字法をすんなりと採用したことは既述のとおりである。しかし、漢語という大海のなかで、語彙をどのように取捨選択すればよいかという問題になると、解決策は容易にみいだせない。現在もなお、語彙の問題は延辺における規範制定の担当者たちをなやませている。朝鮮語語彙の過半数は漢字語で構成されているため、かれらのなやみは永遠につづくだろう。すべての漢字語を固有語におきかえれば一件落着かかもしれず、かつて北朝鮮と韓国において、そのように提案し実践をこころみた学者たちがいるにはいたけれども、かれら亡きいま、朝鮮語純化が実現する可能性はほとんどない。

一例をあげよう。「合同」という漢字語は、朝鮮語で/haptog/、漢語で/hétong/と発音され、朝鮮語での意味は日本語とおなじであるが、漢語での意味は〈契約〉である。したがって、漢語がはなせる朝鮮族なら、〈契約〉という意味で、「合同」を朝鮮語の字音のまま/haptog/と発音してしまいかねない。こうした例はおびただしい数にのぼる。朝鮮族がいちはやく漢字廃止を決断したのは、ひとつには、このような朝鮮語と漢語の混同をできるかぎり回避するためであった。しかし、漢字を廃止してもなお、両言語の混交をさけることはむずかしい。

出版社、新聞社、放送局などは個別に基準をつくり語彙を選定していたが、各社が合同して「専門用語統一委員会」をつくることになった。1953 年から翌年にかけて、会合をかさね、用語統一の基準も平壤にならうことを決定した。おりしも 1954 年 12 月、共産党中央の指示により、『毛沢東選集』朝鮮語版出版委員会」が設立された。「専門用語統一委員会」の中心メンバーが出版委員会に横すべりしたことで、朝鮮語表記と語彙の統一的規範が『毛沢東選集』を媒体にして朝鮮族のあいだにひろまることになった。第 1 巻が 1956 年 6 月、第 2 巻が同年 12 月、第 3 巻が翌年出版され、1950 年代から 60 年代にかけて、『毛沢東選集』はしばらくのあいだ朝鮮語規範の普及に一定の役割をはたしたのである⁽²²⁾。

ところが、1957 年、その毛沢東が前年に提唱した「百花齊放百家争鳴」から一転して「反右派闘争」を開始する。そして 1958 年からはじまる農工業の「大躍進政策」から、「文化大革命（1966-76）」が終結するまでの約 20 年間、国内は混乱のきわみとなる。朝鮮族による民族自治のこころみは、この騒乱のなかで、「地方民族主義」のあらわれだとして批判の対象とされてしまう。朝鮮語と漢語の主従は完全に逆転し、「朝鮮語無用論」がさげばれ、はては「民族融合論」までとびだす始末であった。

当時の朝鮮語文事業を特徴づけるのは「共通成分増加論」である。「共通成分増加論」とは、朝鮮語の字音による借用を極力あらため、漢語の音借語、すなわち漢語音の直接借用によって、朝鮮語と漢語

の共通成分を増加させ、最終的には朝鮮語の音体系を漢語のそれに収束させようというものであった。漢語語彙を朝鮮語に受容することを目的として、1963年6月、「漢語音借語表記法方案（初案）」がまとめられた。当時の出版物にあらわれた音借語の一例をしめすと、つぎのとおりである⁽²³⁾。参考までに、漢語の各語彙に対応する、朝鮮語の既存の語彙もあげておく。

意味	漢語		朝鮮語	
	簡体字	拼音表記	音借語	既存語
溶鉱炉	高炉	gāolú	고루 [koru]	용광로 [jonggwangro]
キノコ	蘑菇	mógu	머구 [mogu]	버섯 [posot]
果物	果子	guǒzi	커즈 [kwodʒu]	과일 [kwa:il]
パン	面包	miànbāo	멘뽕 [menʔpo]	빵 [ʔpaŋ]
旅券	护照	hùzhào	후조 [hudʒo]	려권 [rjɔʔkwɔn]

漢語の各語彙は朝鮮語の既存語彙とは当然のことながら発音がことなるため、これをしりぞけて、なるべく漢語の原音のまま語彙が借用されている (mógu <漢> と mogu <朝>)。こうした音訳をとおして共通成分を増加して、ゆくゆくは朝鮮語が漢語に融合すべきであるという論調が、朝鮮族社会をおよそ20年間、支配したのである。上記のような日常語は、文化大革命が終了して30年がすぎたいまでも、朝鮮語の会話のなかに頻繁に混入する。漢語の圧倒的な影響のもとにある朝鮮語のなかに漢語の語彙が音のとおり混入するのは、ある程度しかたないことである。しかしながら、漢語への融合を前提にした語彙規範がつくられ、それが強制されたことに、多くの朝鮮族は反発したのである。

3 人治から法治へ —— 「言語条例」の制定

文化大革命終了後の1982年、新時代にみあう新憲法が制定され、民族区域自治が回復する。1984年5月31日、「民族区域自治法」が制定され、民族区域自治制度がはじめて法律で確定された。延辺朝鮮族自治州は憲法と「民族区域自治法」にもとづき、自治条例の起草を開始し、1985年から実施のはこびとなった⁽²⁴⁾。

文革後の朝鮮語規範化事業は、東北三省と称される、吉林省、遼寧省、黒龍江省といった朝鮮族が居住する地域を網羅するかたちですすめられた。1977年8月、黒龍江省で東北三省朝鮮語文事業第1次実務会議が召集され、朝鮮語の『標準発音法』『正書法』『分かち書き』『文章符号法（試用方案）』が採択され、『朝鮮語規範集』としてまとめられ、翌年11月には『<朝鮮語規範集>解説』が延辺人民出版社から刊行された。これにより、朝鮮族は発音と表記の統一的な規範をはじめたようになった。

1978年12月、遼寧省で東北三省朝鮮語文事業第2次実務会議がひらかれ、『朝鮮語名詞、専門用語の規範化原則』と『第1次朝鮮語名詞、専門用語統一案』が採択された。原則は以下のとおりである⁽²⁵⁾。

- 既存語彙はそのまま使うことを原則とする。
- 新語、専門用語は朝鮮語の造語法にあわせ作ることを原則とする。そのようにできぬものは漢語や他言語か

らうけいれる。

- ・むずかしい漢字語と外来語はなるべくわかりやすい語に換えることを原則とする。
- ・人名、地名、国家名称などは「原音にしたがい習慣を尊重する」原則のもと処理する。

文革期の「共通成分増加論」は否定され、すくなくとも漢語語彙が強制的に朝鮮語に採用されることはなくなった。そして、こうした一連の corpus planning と平行して、status planning の作業もすすめられ、1988年1月11日、延辺朝鮮族自治州第9期人民代表大会にて、『延辺朝鮮族自治州朝鮮語文事業条例』が審議、採択された。同条例は1997年の『〈延辺朝鮮族自治州朝鮮語文事業条例〉修正に関する決定』などを根拠に、2004年から『延辺朝鮮族自治州朝鮮言語文字事業条例』と名称をあらため、今日にいたる（図1、漢語の「工作」は朝鮮語では「事業」となる）。2005年4月1日からは同条例の『実施細則』も施行されている（図2）。

『条例』第2条にいわく、「朝鮮言語文字は朝鮮族公民が自治権利を行使する主要な手段である。自治州自治機関は職務を履行するさい、朝鮮語と朝鮮文字⁽²⁶⁾、漢語と漢字を通用するにつき、朝鮮言語文字を優先する」。この規定にもとづき、『実施細則』第6条は、公共施設に文字を記載するばあい、かならず朝鮮文字と漢字を併用しなければならぬこと、また、同7条では2種類の文字が横書きされるときは、朝鮮文字が上、漢字が下、縦書きされるときは、朝鮮文字が右、漢字が左といったぐあいに、文字どおり、ことこまかに、規則をさだめている。

かつては朱徳海や周恩来といった有力者たちが、朝鮮語の規範化事業をあるいは鼓舞し、あるいは庇護した。しかし、中央の政治動向に翻弄されてきたにがい経験から、もはや人治にたよれぬことを痛感した朝鮮族は、条例の制定をいそぎ、ひとまず法治の体裁はととのえた。文革の混乱のなかでは、憲法も「民族区域実施要綱」もまるで無力であっただけに、こうした自治条例が中央の政治変動にどれだけ耐えうるかは今後をまたねばならない。

むすびに

改革開放と市場経済化の渦中にある中国では、都市化が進行し、少数民族言語の人口が減少している。市場経済は効率化と画一化の原理と不可分である。少数民族が市場経済の潮流にうまく参画するためには、高度の漢語能力が必要となる。双語教育、すなわち二言語教育が少数民族教育において、いよいよ重要な意味をもつことになる。

民族区域自治の原則上、そもそも少数民族は民族語と漢語を平行してまなんできた。おなじく双語といっても、漢族と少数民族とでは意味する内容がちがう。漢族であれば、漢語と英語をはじめとする外国語の学習が双語教育であろう。しかし、少数民族にとっては、民族語と漢語の学習が双語教育を意味する。したがって、少数民族子弟は小学校から二種類の言語をまなび、中学校以上で、さらに外国語がくわわるため、三種類の言語をまなぶという過重負担がのしかかる。語学教育に相当の時間をさかなければならないため、ほかの教科目を削減して対応せざるをえないこともある。朝鮮族の拠点である延辺でも、こうした負担をきらい、はやくから漢族学校へこどもを通学させる親がふえているという。

中国政府が2000年から開始した「西部開発戦略」は、そうした傾向に拍車をかけるだろう。「西部」は、国土総面積の約71パーセントをしめ、ほぼ少数民族居住区域とかさなる。改革開放政策の恩恵に浴し、めざましい経済発展をとげた東部沿海地方にくらべ、少数民族が多くくらす内陸地方の生活水準はひくい。もともと農業がさかんであった延辺朝鮮族自治州も、東北地方に位置するにもかかわらず、産業化にのりおくれた「西部」にふくまれる。

経済的発展にともない、諸民族がともに繁栄し、格差が縮小すること自体、もとより歓迎すべきことである。実際、朝鮮族をはじめとする多くの少数民族は、市場経済化を拒否するのではなく、むしろその潮流に積極的に参画することで、かれらの社会的地位を向上させようと努力している。しかし、「西部大開発」によってもたらされる繁栄は当面、経済的側面に限定されるだろう。言語をはじめとする文化的側面の繁栄は度外視されざるをえないだろう。したがって、かれらが市場経済化の潮流にうまく適応し、ゆたかさを享受すればするほど、自身の民族的基盤のほうはもろくなるという悪循環におちいることになる。

文革時代の例をみるまでもなく、民族間の関係は民族区域自治制度にささえられてもなお、さまざまな矛盾をかかえる。中国はいま、「西部大開発」によって、こうした矛盾の表出を極力おさえ、すべてを経済問題に還元することで、問題の解決を一気にはかろうとしているようである。かつてのような強制的な同化ではなく、経済的発展によってもたらされる中国社会の画一化が、少数民族の「同意」にもとづく自発的同化をもうながすものと期待されている。

「中華民族」なるものが、漢族ばかりでなく、モンゴル族や朝鮮族など、中国を構成するすべての少数民族をも統合する概念として捻出され、教育をとおして普及がはかられているのも、中国がいまなお民族問題をめぐって試行錯誤をくりかえしていることのあらわれである。国家統一と民族自治、同化と差異、開発と伝統のはざま、朝鮮族は民族語の継承を模索している。『延辺朝鮮族自治州朝鮮言語文字事業条例』は、漢語の大海にのみこまれぬよう苦心惨憺のすえ考案された、少数民族の知恵の結晶なのである。

註

- (1) 「資料 134 中国人民政治協商會議共同綱領 — 1949 年 9 月 29 日」日本国際問題研究所中国部会編『新中国資料集成』第 2 卷, 1964 年, 596 頁。
- (2) 「資料 90 中華人民共和國民族区域自治實施要綱 — 1952 年 8 月 9 日」日本国際問題研究所中国部会編『新中国資料集成』第 3 卷, 1969 年, 422 頁。
「資料 38 中華人民共和國憲法 — 1954 年 9 月 20 日」同上, 第 4 卷, 1970 年, 247 頁。
- (3) 文化大革命末期の 1975 年, 文革終了後の 1978 年, 1982 年に改正がおこなわれ, 1988 年, 1993 年, 1999 年, 2004 年と修正された。「中華人民共和國憲法」高橋和之編『新版世界憲法集』岩波書店, 2007 年, 499 頁。
- (4) 第 1 期が 1953 年から 1954 年まで, 第 2 期が 1955 年から 1964 年まで, 第 3 期が 1978 年から 1986 年までおこなわれた。王柯『多民族国家 中国』岩波書店, 2005 年, 74-75 頁, 参照。
- (5) 漢族が使用する言語という意味で, 本稿では「中国語」ではなく「漢語」をもちいる。
- (6) 創立時 (1952 年 9 月 3 日) は「自治区」であったが, 1955 年に「自治州」に降格された。
- (7) 鄭璟彦・劉銀鐘「中国朝鮮語規範史」北京大学朝鮮文化研究所編 (中国朝鮮民族文化史大系 1)『言語史』民族出版社, 1995 年, 195 頁。
なお, 朱の方針は, 言語政策の観点から不適切であったとの意見がある。1952 年時点で, 北朝鮮の綴字法はまだ確立していなかったという事実, 朱の方針は言語政策というよりは, むしろ朝鮮戦争に対して中国がとる「抗美援朝」路線のプロパガンダにすぎなかったのではないかという疑念, 北朝鮮でも当時は平壤方言ではなく, ソウル方言が標準語とされていた点を論拠としている。権寧俊「中国朝鮮族の「朝鮮語純化運動」と漢語 — 一九五七年の『延辺日報』紙面上の「朝鮮語純化討論」を中心に —」『一橋論叢』第 123 巻第 3 号, 2000 年, 85 頁。
- (8) 拙稿「北朝鮮における「ハングル」のつづりかた —『朝鮮語新綴字法』(一九四八年)をめぐって —」昭和女子大学近代文化研究所『学苑』第 775 号, 2005 年 5 月, 参照。
- (9) 鄭・劉, 前掲, 182 頁。
- (10) 同上, 194 頁。
金寿卿については, 拙稿「朝鮮語表記における音と形 — 語頭音法則をめぐって —」日本言語政策学会『言語政策』2, 2006 年 3 月, および, 「文字の政治学 — 昭和女子大学図書館所蔵『朝鮮語文』について —」昭和女子大学近代文化研究所『学苑』第 797 号, 2007 年 3 月, 参照。
- (11) 鄭・劉, 前掲, 190 頁。
- (12) 宮下尚子『言語接触と中国朝鮮語の成立』九州大学出版会, 2007 年, 37 頁。
- (13) 小川佳万『社会主義中国における少数民族教育 — 「民族平等」理念の展開 —』東信堂, 2001 年, 10 頁。
- (14) 宮下, 前掲, 39 頁。
- (15) 呉泰鎬『연변일보 50 년사 (延辺日報 50 年史)』延辺人民出版社, 1998 年, 210-26 頁, および, 宮下, 前掲, 38 頁, ならびに, 権, 前掲, 参照。
- (16) 周の指示が延辺朝鮮族自治州につたわるのは, 1964 年 1 月のことであった。約半年の空白がなにを意味するかは, いまのところ不明である。鄭・劉, 前掲, 281 頁。
- (17) 전학석「중국에서의 조선어문사업 (中国における朝鮮語文事業)」崔允甲主筆『중국에서의 조선어의 발전과 연구 (中国における朝鮮語の発展と研究)』延辺大学出版社, 1992 年, 20 頁, 31-32 頁。
- (18) 小川, 前掲, 103-04 頁。
- (19) 同上, 151-52 頁。
- (20) 註 (6) におなじ。
- (21) 日本国際問題研究所中国部会, 前掲, 第 3 卷, 422-26 頁。

(22) 鄭・劉, 前掲, 208 - 10 頁。

(23) 同上, 241 頁。

(24) 「延辺朝鮮族自治州自治条例」については, 洪英『中国の地方制度における自治制度』明石書店, 2006 年, 参照。

(25) 鄭・劉, 前掲, 404 頁。

(26) 条文では「朝文」, すなわち朝鮮文字のことである。延辺では, 庶民はともかく, 官公庁が「ハングル」という語をつかうことはまれなようである。

※本稿は独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（B） 課題番号: 18330110）による研究成果の一部である。

（い すう 総合教育センター）